

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)				
②名称	State Committee on Science and Technologies National Center of Intellectual Property (NCIP)				
③所在地	ul. Kozlova, 20 220034 Minsk				
④連絡先	(電話) (375 17) 272 93 08		(FAX) (375 17) 272 98 34		
	(E-mail) icd@ncip.by		(internet) https://www.ncip.by/		
⑤組織の長	Director General : Mr. Uladzimir Rabavolau				
⑥沿革	<p>(1) ベラルーシにおける知財制度の構築は、1992年の特許庁、著作権管理庁の関係閣僚会議の下への創設に始まった。</p> <p>(2) 1993年に最初の工業所有権となる「発明、工業意匠及び商標」と題する法律が制定され、1993年2月5日に発効した。また、1996年に著作権に関する法律が採択された。</p> <p>(3) 2004年2月12日の大統領令大66号により知財関係の権利の保護が国家知財センター行われるようになった。これは、2004年5月31日の関係閣僚会議の決議第641号に基づくものである。</p> <p>(4) ベラルーシの特許、実用新案、意匠に関する法律は、2002年及び2007年に大きな改正が行われた。この2007年改正法は2007年12月24日から統合施行されている。</p> <p>(5) ベラルーシの商標に関する法律は、2009年及び2010年に大きな改正が行われ、2010年1月12日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、地理的表示、植物新品種、半導体集積回路の回路配置、ノウハウの保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1997/12/12			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1991/12/25	1991/12/25	2016/10/21	2003/4/17	2003/5/27
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2014/5/13			2002/3/6	2002/5/20
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	2001/10/19				
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1991/12/25	2002/1/18	1991/12/25	1998/7/24	1998/6/12	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1999/3/12					

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	524	547	393	394
		(内 外国出願)	90	94	95	77
		(内 日本から)	1	3		
		(内 PCTルート)	59	60	64	59
	実用新案	全数	453	372	334	308
		(内 外国出願)	53	87	58	40
	意匠	全数	202	225	325	190
		(内 外国出願)	90	101	127	85
		(内 日本から)	1	3	2	1
	商標	全数	7,593	7,818	8,002	7,840
		(内 外国出願)	5,639	5,946	5,979	5,833
		(内 日本から)	95	126	120	118
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	861	627	461	447
		(内 外国出願)	90	103	73	61
		(内 日本から)	2	3	2	
		(内 PCTルート)	52	70	56	44
	実用新案	全数	306	293	308	296
		(内 外国出願)	40	51	73	58
意匠	全数	217	180	299	222	
	(内 外国出願)	121	96	127	96	
	(内 日本から)	2	2	1	3	
商標	全数	7,876	7,215	8,249	8,306	
	(内 外国出願)	6,299	6,049	6,760	6,492	
	(内 日本から)	142	109	140	142	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> NCIPは、閣僚会議科学技術委員会 (Committee on Science and Technologies to the Council of Ministers) の下部組織である。

NCIPの組織は、次の各部署から構成されている。

- (1) Administration
Acting Director General - Piotr Broukin / Deputy Director General - Evgeny Fedorov
- (2) Financial and Economic Department
- (3) Department of Law and International Treaties
- (4) International Cooperation Division
- (5) Division of Control on Observance of IP Legislation
- (6) Division of Registers and Industrial Property Economics
- (7) Examination Center of Industrial Property
Preliminary Examination Division / Patent Search Division / Chemistry Division / Medical Division / Mechanical Engineering and Construction Division / Physics and Electrical Engineering Division
- (8) Trademarks Department
Preliminary Examination Division / Examination Division / International Registration Division
- (9) Automation and Patent Documentation Department
Automation Division / Database Creation Division / Official Bulletins Division
- (10) Collective Management Center Substantive Examination Department
Registration Division / Fee Distribution Division / Copyright Work Licensing Division / Collective Management Control Division
- (11) Training Center of Intellectual Property
- (12) Division of Control and Records Management
- (13) General Services Department

(出典): NCIP HP

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2011年12月22日改正 (2002年法律No.160-Z)
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第6条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベラルーシに居住していない、又は営業拠点を有しない出願人は、ベラルーシ在住の公認の代理人を選任しなければならない。
	⑦出願言語	ベラルーシ語、ロシア語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。発明を組込んだ物質の使用が所管当局の認可を要する場合は、5年を超えない期間の延長ができる。(特許法第1条(3))
	⑨新規性判断の基準	国内公知公用、内外国刊行物 (特許法第2条(1))
	⑩グレースピリオド	出願人(若しくは発明者)又は出願人から直接的若しくは間接的に情報を入手した者による発明に関する情報開示から12月 (特許法第2条(1))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。(特許法第2条(2)、(3)) (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 製造物品の外観のみに関する解決であって、審美的要件を満たすことを意図するもの (3) 精神活動の実行、ゲーム又は事業遂行のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ用のアルゴリズム及びプログラム (4) 情報の単なる提示 (5) 植物品種及び動物品種 (6) 集積回路の回路配置 (7) 公益、人道上の原則又は道徳に反する発明
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第21条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願人又は利害関係人は、出願日から3年以内に出願の実体審査を請求することができる。(特許法第21条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第20条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。付与前の異議申立制度はないが、付与後異議申立制度はあり、権利有効期間中、何時でも何人も特許の無効を請求することができる。(特許法第33条(1)、(3))。
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。 無効審判制度: 有。権利有効期間中、何時でも、何人も特許の無効を請求することができる。 (特許法第33条(1)、(3))
	⑱実施義務	有。特許付与日から5年以内に特許発明を実施しないか、又は実施が不十分な場合には、何人も裁判所に対して非排他的ライセンスの付与を請求することができる。 (特許法第38条)

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)	
⑱費用 単位 BYR (ベラルーシ・ルーブル)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 100 US\$(1独立クレーム)
		40 US\$(1超の各独立クレームにつき)
		審査料 600 US\$
		480 US\$(2～10個までの各クレームにつき)
		20 US\$(10超個の各クレームにつき)
		登録料 200 US\$
		[特許権維持に掛かる費用]
		年金
		1年次～3年次 100 US\$(毎年) 15年次～17年次 600 US\$(毎年)
		4年次～6年次 150 US\$(毎年) 18年次～20年次 800 US\$(毎年)
		7年次～8年次 200 US\$(毎年) 21年次～23年次 1,000 US\$(毎年)
		9年次～11年次 300 US\$(毎年) 24年次～25年次 1,200 US\$(毎年)
12年次～14年次 400 US\$(毎年)		
⑳料金減免措置の有無		無。
㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無		有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書が行なわれている場合には、審査料が50%減額れる。

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	2011年5月17日改正 (2011年法律No.60, 2/1818) (注) 2011年法律No.60, 2/1818は露語のため、従前の2002年法律第160-Z号 (2007年12月24日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第6条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベラルーシに居住していない、又は営業拠点を有しない者は、ベラルーシ在住の公認の代理人を選任しなければならない。
	⑦出願言語	ベラルーシ語、ロシア語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から5年。3年を超えない期間について延長できる。 (特許法第1条(3))
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、内外国刊行物 (特許法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	出願人(若しくは発明者)又は出願人から直接的若しくは間接的に情報を入手した者による発明に関する情報開示から12月 (特許法第3条(1))
		⑪不登録対象
⑫実体審査の有無及び審査事項		無。実用新案の審査は、方式要件及びクレームされた実用新案が特許性を有する対象に関するものであるか否かについて行われる。(特許法第23条(2))
⑬審査請求制度の有無		無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。付与前の異議申立制度はないが、付与後異議申立制度はある(特許法第33条(1)、(3))。
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。 無効審判制度: 有。権利有効期間中、何時でも、何人も実用新案の無効を請求することができる。 (特許法第33条(1)、(3))
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年以内に保護された実用新案を実施しないか、又は実施が不十分な場合には、何人も裁判所に対して非排他的ライセンスの付与を請求することができる。 (特許法第38条)

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)	
	⑱費用 単位 BYR (ベラルーシ・ルーブル)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 200 US\$(1独立クレーム)
		40 US\$(1超の各独立クレームにつき)
		登録料 200 US\$
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
		1年次～3年次 80 US\$(毎年) 7年次～8年次 200 US\$(毎年)
		4年次～6年次 120 US\$(毎年)
⑳料金減免措置 の有無	無。	
㉑ PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。	

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2011年5月17日改正 (2011年法律No.60, 2/1818) (注) 2011年法律No.60, 2/1818は露語のため、従前の2002年法律第160-Z号(2007年12月24日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人 (特許法第6条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベラルーシに居住していない、又は営業拠点を有しない者は、ベラルーシ在住の公認の代理人を選任しなければならない。
	⑦出願言語	ベラルーシ語、ロシア語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年を超えない期間について延長することができる。(最長15年) (特許法第1条(3))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第4条(1))
	⑩グレースピリオド	出願人(若しくは創作者)又は出願人から直接的、若しくは間接的に情報を入手した者による意匠に関する情報の開示の場合は、期間は開示日から6月 (特許法第4条(1))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(特許法第4条(2)) (1) 物品の技術的機能により専ら決定される解決 (2) 公益、人道上の原則又は道徳に反する解決 (3) 建造物(小規模建築形態を除く)及び工業上、水力学上その他の据付構造物 (4) 印刷物そのもの (5) 液体又は気体状物質、粉末などから構成される不安定形状の対象
	⑫実体審査の有無	無。 (特許法第24条(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を使用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。付与前の異議申立制度はないが、付与後異議申立制度はある(特許法第33条(1)、(3))。
	㉒無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。 無効審判制度: 有。権利有効期間中何時でも、何人も意匠の無効を請求することができる。 (特許法第33条(1)、(3))
	㉓登録表示義務	

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)				
②④費用 単位 BYR (ベラルーシ・ ルーブル)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料	200 US\$(1意匠)	40 US\$(2超の各意匠につき)	
		登録料	200 US\$(1意匠)		
	②⑤料金減免措置 の有無	[意匠権の維持に掛かる費用]			
		存続期間更新料			
		1年-3年次	50 US\$(毎年)	9年-10年次	150 US\$(毎年)
		4年-6年次	80 US\$(毎年)	11年次	150 US\$
		7年-8年次	100 US\$(毎年)	12年-15年次	200 US\$(毎年)
	無。				

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年1月25日施行(2009年法律No.44-W) (注) 2010年1月25日施行の2009年法律No.44-Wは、本解析項目とは無関係な部分の改正であるので、従前の2007年改正の1993年法律No.2181-XIIにより解析した。
	③地理的効力の範囲	ベラルーシ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (商標法第1条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (商標法第1条(2)(3))
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人) (商標法第6条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベラルーシに居住していない、又は営業拠点を有しない者は、特許代理人を選任しなければならない。 (商標法第6条(2))
	⑪出願言語	ベラルーシ語、ロシア語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第13条)
	⑬グレースピリオド	パリ条約の加盟国の1国の領域内で開催された公のまたは公認の国際博覧会における展示日から6月 (商標法第7条(3))
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第4条、第5条) (1) 識別性を欠く標章 (2) 特定の種類の商品についての名称として一般的な使用となっている標章 (3) 一般的に認められた記号又は用語を構成する標章 (4) 商品の種類、品質、数量、特性、用途若しくは価格又はそれらの生産若しくは販売の場所及び時期を指定するため使用されている標識又は表示から専ら構成される標章 (5) 商品又はその包装の形状であって、専ら若しくは主として商品自体の性質に由来するもの、又は技術的成果を得るために必要であるもの、又は当該商品に対して実質的価値を付加するものを表現する標章 (6) 国の紋章、旗章若しくは記章、国の正式名称、国際政府間機関の旗章若しくは記章又は略称若しくは完全名称、公式の監督用、証明用若しくは検査用の標章又は勲章その他の名誉記章を構成する標識から専ら成り立つ標章、又は当該標識に混同を生じるほどに類似の標識から専ら成り立つ標章 (7) 製品、その製造場所又はその製造者に関して、虚偽であるか又は消費者を誤認させる虞のある標章 (8) ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいて保護されているぶどう酒又は蒸留酒についての原産地表示を構成し又はそれより成る標識であって、当該原産地表示により表示された場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を特定するもの (9) 公益、人道上の原則又は道徳に反する標章
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第8条、第9条、第10条)

①国名	Republic of Belarus (BY) (ベラルーシ共和国)	
	⑱審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	無。
	㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第25条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不使用については、不使用取消を最高裁判所に請求することができる。 (商標法第20条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には加盟済み)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第22条)
㉘費用 単位 BYR (ベラルーシ・ルーブル)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	600 US\$(3クラスまで) 40 US\$(3超の各クラスにつき)
	登録料	200 US\$)
	[商標権の維持に掛かる費用]	
	㉙料金減免措置の有無	無。